

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鳥羽市監査委員 村林 守
鳥羽市監査委員 山本 哲也

記

監査の種類	令和3年度 定期監査	
監査実施期間	令和3年6月28日 ～ 令和3年8月4日	
結果区分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
消防本部・署	<p>離島救急患者搬送費補助金について〔是正・改善事項〕</p> <p>当該補助金に交付要綱には、救急患者搬送のために船舶を借上げた経費に対して、市営定期船片道運賃の20倍以内の金額を限度として交付することとなっている。しかしながら要綱中の「市営定期船片道運賃」という表現では、小児を搬送した場合の補助金額について、定期船運賃の同様に半額と解されることから、要綱の「片道運賃」を「片道普通運賃」に改められたい。</p>	<p>要綱中の「市営定期船片道運賃」を「市営定期船片道普通運賃（大人）」に改正しました。</p>
定期船課	<p>旅客・荷物取扱業務印刷物等契約事務の適正化について〔是正・改善事項〕</p> <p>印刷物について、乗船券、回数券、荷物取扱票及び領収書など、それぞれの使用頻度に応じ、発注が7分割されていた。</p> <p>一括発注可能な印刷物については、不足分をその都度発注せず、年度当初に在庫数や使用頻度等を考慮し、年度分の発注をするよう改善されたい。</p>	<p>定期船課の印刷物については、乗船券、回数券、定期券及び荷物取扱いに関するものなど種類が約50種類あり、規格等も様々であることから、在庫数及び使用頻度を考慮して、まずは、年間必要冊数見込の変動が少ない荷物取扱票について一括発注を行います。</p>